

(目的)

第1条 この規程は、新潟工科大学（以下「本学」という。）における研究活動に関し、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、不正行為を抑止する環境整備とともに、不正行為の疑義が生じたときの調査手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究活動」とは、本学の教職員及び学生が、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自らの省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。
- (2) 「研究成果の発表」とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることをいう。
- (3) 「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる研究成果の発表又はその取りまとめの過程において行われた、次の各号いずれかに該当する行為（悪意のない誤り及び意見の相違によると見なされるものを除く。）をいう。

ア ねつ造

存在しないデータ、研究成果等を作成する行為

イ 改ざん

研究資料、機器及び研究過程を不正に変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

ウ 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為

エ その他、二重投稿や不適切なオーサーシップ等の研究者倫理に反する行為

- (4) 「教職員等」とは、本学の教職員、学生で研究活動を行っている者並びに本学以外の機関に所属し、本学の施設設備を利用して研究活動を行っている者をいう。
- (5) 「研究倫理教育」とは、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢等の研究者の行動規範に加えて、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成（作成方法等を含む。）・保管、実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化等、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育をいう。

(研究倫理教育責任者)

第3条 学長は、本学における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者（以下「教育責任者」という。）を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

- 2 教育責任者は、研究倫理教育の実施に関し、必要な事項を別に定め、教職員等に対し、定期的に研究倫理教育を受けさせなければならない。

(教職員等の責務)

第4条 教職員等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 教職員等は、研究倫理教育を教育責任者が定める期限までに受講しなければならない。
- 3 教職員等は、研究活動により得られた成果を科学コミュニティ等に向かって公開した場合、研究データなど関係資料を原則5年間、再実験等の検証が可能な状態で保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究活動上の不正行為への対応)

第5条 本学において、研究活動上の不正行為が認められた場合は、その疑いも含め、学長は、迅速かつ公正に調査・検証を行うとともに、その結果により適切な処理を行うものとする。

(不正行為に関する通報)

第6条 不正行為の通報は、学校法人新潟工科大学公益通報者保護規程（以下「公益通報規程」という。）に準じて取り扱うものとする。

- 2 通報は、研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 学長は、公益通報規程第7条第4項の報告を受けたときは、その報告が不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという相談や通報であった場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、通報された者に警告を行うものとする。

(通報の受付によらないものの取扱い)

第7条 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合又は不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを本学が確認した場合（不正行為を行ったとする教職員等、グループ、不正行為の態様等、その他事案の内容が明示され、科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）は、この規程に準じて取り扱うものとする。

(予備調査)

第8条 学長は、公益通報規程第7条第4項の報告を受けたときは、その内容に不正行為の疑いがあると認めた場合は、速やかに合理性、調査可能性等について予備調査を実施するものとする。

- 2 予備調査は、学長が指名する副学長1人及び当該事案に関連する研究を専門分野とする、又は当該分野に近い分野を専門とする教員のうち学長が指名する者2人が担当するものとする。
- 3 予備調査の結果は、前項の副学長を通じ学長に報告するものとし、学長は、通報を受理した日から30日以内に、本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを決定するものとする。
- 4 学長は、本調査を行わないこととした場合は、その旨を理由と併せて通報者に通知するとともに、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関及び通報者の求めに応じ開示しなければならない。

(不正調査委員会)

第9条 前条第3項により学長が本調査を行うことを決定した場合は、本学における研究活動の不正について調査を行うため、事案毎に不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学長が指名する副学長 1人
 - (2) 当該事案に関連する研究を専門分野とする、又は当該分野に近い分野を専門とする教員のうち学長が指名する者 2人
 - (3) 弁護士又は公認会計士等を含めた学外有識者 3人
- 3 前項各号の委員は、研究活動上の不正行為に関する通報（告発を含む。以下同じ。）を行った者（以下「通報者」という。）又は通報等により調査等の対象となった者（以下「被告発者」という。）と直接の利害関係を有している者を充てることはできない。
- 4 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てるものとする。
- 5 調査委員会の任期は、当該事案について調査が終了するまでの期間とする。

(本調査の実施)

第10条 学長は、本調査の実施を決定したときは、通報者及び被告発者に、本調査を実施する旨を通知し、調査等への協力を要請するものとする。

- 2 学長は、前項の手続きとともに、次の各号に掲げる機関に本調査を実施する旨を報告するものとする。
 - (1) 当該研究活動における研究資金等の配分機関
 - (2) 文部科学省
- 3 学長は、前項と同じく、通報者及び被告発者に、次の各号に掲げる事項を提示し、調査委員会の構成に関して異議申立てができることを通知するものとする。
 - (1) 調査委員会委員の氏名・所属

(2) 異議申立ての期間（通知を受理した日の翌日から起算して 10 日以内）

- 4 学長は、通報者又は被告発者から異議申立てがあった場合は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被告発者に通知するものとする。
- 5 前項にかかわらず、学長は、通知等を行った日から 30 日以内に本調査を開始するものとする。
- 6 調査委員会は、次に掲げる調査及び要請を行う。
 - (1) 調査等の対象となった研究活動に関する論文、実験・観察ノート及び生データ等の各種資料（以下「調査対象資料」という。）の詳細な調査
 - (2) 指定する実験の追試験又は再現の要請
 - (3) 被告発者及びその関係者（以下「調査対象者」という。）からの聴き取り調査
 - (4) その他調査を行うことが合理的と判断される事項
- 7 調査委員会は、調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。
- 8 調査委員会は、第 6 項の調査を行ったときは、調査対象者の弁明の聴取を行わなければならない。
- 9 調査対象者は、調査委員会の調査及び要請に対し誠実に協力しなければならない。
- 10 被告発者は、調査において自らの研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 11 調査委員会は、必要と認める場合には、調査委員会の指導・監督の下に再現実験に要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を被告発者に与えるものとする。

（証拠資料等の保全）

- 第 11 条 調査委員会は、本調査により得られた当該事案に関連する資料のうち、証拠になると思われるものについては保全する措置をとることができるものとする。ただし、この場合、当該事案に関連しない教育研究活動に支障を及ぼさないよう配慮をしなければならない。
- 2 不正行為を調査する機関（以下「調査機関」という。）が本学とは異なり、通報された事案に係る研究活動が本学で行われた場合、調査機関の要請に応じ、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。

（不正行為の有無の認定）

- 第 12 条 調査委員会は、第 10 条第 6 項の調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、次の各号に掲げる事項について認定を行うものとする。
- (1) 不正行為の有無についての認定
 - (2) 不正行為があったと認定された場合（以下各号において同じ。）にはその内容

- (3) 不正行為に関与した者とその関与の度合い
 - (4) 不正行為があったと認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
 - (5) 不正行為へ関与していないが、前号の論文等の内容について責任を負う著者
- 2 前項の認定は、本調査を実施することを被告発者に通知した日から 150 日以内に行うものとする。
- 3 不正行為に関連する証拠が提出された場合は、被告発者の説明及びその他の証拠によってその疑いが覆されないとき、又は被告発者が調査対象資料の不存在など本来存在すべき基本的な要素の不足により不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定するものとする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責任によらない理由があつて証拠等を示せない正当な理由があると認められる場合、又は調査対象資料の保存期間が第 4 条第 3 項で定める期間を超えていた場合は、この限りではない。
- 4 第 1 項第 1 号の認定において、不正行為が行われなかったと認定され、調査を通じて、通報が悪意に基づくものであると判明した場合は、その旨の認定を行うものとする。なお、この認定を行うにあたっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(学長への報告)

第 13 条 調査委員会は、前条の認定が終了したときは、速やかに学長に報告するものとする。

(調査結果の通知・報告)

- 第 14 条 学長は、前条の報告を受けたときは、その調査結果を速やかに通報者及び被告発者（第 12 条第 1 項第 3 号により不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、公益通報規程第 3 条に規定する公益通報者保護責任者へ調査結果を報告するものとする。
- 2 調査結果において不正行為があったと認定された場合であつて、被告発者のうち本学以外の機関に所属している者がいる場合は、その所属機関に調査結果を通知するものとする。
- 3 前項と同じく、不正行為があったと認定された場合には、学長は、第 10 条第 2 項各号に該当する機関に調査結果（ガイドラインで定める事項）を報告するものとする。
- 4 第 12 条第 4 項により通報が悪意に基づくものであると認定された場合には、学長は、通報者の所属する機関に調査結果を通知するものとする。

(不服申立て)

- 第 15 条 不正行為があったと認定された被告発者又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、調査結果の通知を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に、学長に対し不服申立てをすることができるものとする。
- 2 前項にかかわらず、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。
- 3 学長は、被告発者から不正行為と認定したことに係る不服申立てがあつた場合は、通報

者にその旨を通知するとともに、第 10 条第 2 項各号に該当する機関にその旨を報告するものとする。

- 4 前項の不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。ただし、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合で、学長が調査委員会の構成の変更等を必要と認めたときは、調査委員会委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査させることができるものとする。
- 5 被告発者から不服申立てがあった場合は、調査委員会（前項ただし書きで示す調査委員会に代わる者を含む。以下同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行うか否かを決定し、学長に報告するものとする。
- 6 学長は、前項の報告を受けた場合は、再調査の実施の有無を、速やかに不服申立てを行った被告発者に通知するものとし、併せて第 3 項と同様に通報者及び該当機関に対し、その旨の通知及び報告を行うものとする。
- 7 第 5 項において、再調査を行うことを決定した場合は、調査委員会は、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。なお、その協力が得られないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとする。
- 8 調査委員会は、前項の再調査を行う場合は、再調査決定の通知から 60 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その旨を学長に報告するものとする。
- 9 学長は、前項の報告を受けた場合は、再調査の結果を、速やかに不服申立てを行った被告発者に通知するものとし、併せて第 3 項と同様に通報者及び該当機関に対し、その旨の通知及び報告を行うものとする。
- 10 学長は、通報が悪意に基づくものと認定された通報者から不服申立てがあった場合は、通報者が所属する機関及び被告発者にその旨を通知するとともに、第 10 条第 2 項各号に該当する機関に報告するものとする。
- 11 調査委員会は、前項の不服申立てがあった場合は、不服申立て受理の日から 30 日以内に再調査を行い、その結果を学長に報告するものとする。
- 12 学長は、前項の報告を受けた場合は、再調査の結果を、速やかに通報者、通報者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、第 10 条第 2 項各号に該当する機関に報告するものとする。

（論文の取下げ）

第 16 条 学長は、第 12 条第 1 項第 3 号又は同項第 5 号に認定された教職員等に対して、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

（懲戒処分等）

第 17 条 前条又は第 12 条第 4 項に認定された教職員等に対する懲戒処分等は、公益通報規程に準じて取り扱うものとする。

（調査結果の公表）

第 18 条 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は公表を行わないものとするが、次に掲げる各号に該当するときは、調査結果を公表するものとする。

(1) 調査事案が外部に漏えいしていた場合

(2) 論文等に故意によるものでない誤りがあった場合

(3) 通報が悪意に基づくものであるとの認定があった場合

3 前項における調査結果の公表内容等は学長が別に定める。

(公表の方法)

第 19 条 前条で定める調査結果を公表する場合の媒体については、本学ホームページにより行うものとする。

(秘密保護義務)

第 20 条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を離れた場合であっても、同様とする。

(雑則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

(規程の改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、常務会が行うものとする。

附 則 (平成 27 年 4 月 23 日制定)

この規程は、平成 27 年 4 月 23 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 2 月 24 日一部改正)

この規程は、平成 28 年 2 月 24 日から施行する。

附 則 (令和元年 9 月 24 日一部改正)

この規程は、令和元年 9 月 24 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 23 日一部改正)

この規程は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 9 月 12 日一部改正)

この規程は、令和 4 年 9 月 12 日から施行する。